

平成二十四年二月三日受領  
答弁第一一一号

内閣衆質一八〇第一一号

平成二十四年二月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出イランの脅威に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出イランの脅威に関する質問に対する答弁書

一及び三について

「同盟」という言葉の定義は文脈等にもよるが、国際政治上、複数国家間の防衛の分野における協力関係を意味するものとして用いられる場合があり、そのような関係を有していないイランは、我が国の同盟国には当たらない。

二及び四について

お尋ねの「友好国」の定義は文脈等にもよるものであり、一概にお答えすることは困難であるが、我が国とイランとのこれまでの伝統的な関係に鑑みれば、両国の二国間関係は重要であると認識している。

五及び六について

お尋ねの「脅威」及び「潜在的脅威」の定義は文脈等にもよるものであり、一概にお答えすることは困難である。

七について

我が国は、イランが、国際社会の信頼を回復することなく、累次の国際連合安全保障理事会決議に違反

してウラン濃縮活動を継続していること、ホルムズ海峡をめぐる挑発的な言動を行っていることなどを強く懸念し、こうした動きは、周辺地域の不安定要因となっているものと認識しており、米国を始めとする国際社会においても、深刻な懸念事項であるとの認識が共有されている。